

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布され、平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)が事業者の**努力義務**となりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行が可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

業種		常時雇用する労働者数*	資本金*
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

*労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

- (3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回**とします。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1件の申請としてまとめて行ってください。(1申請の上限額は200万円)

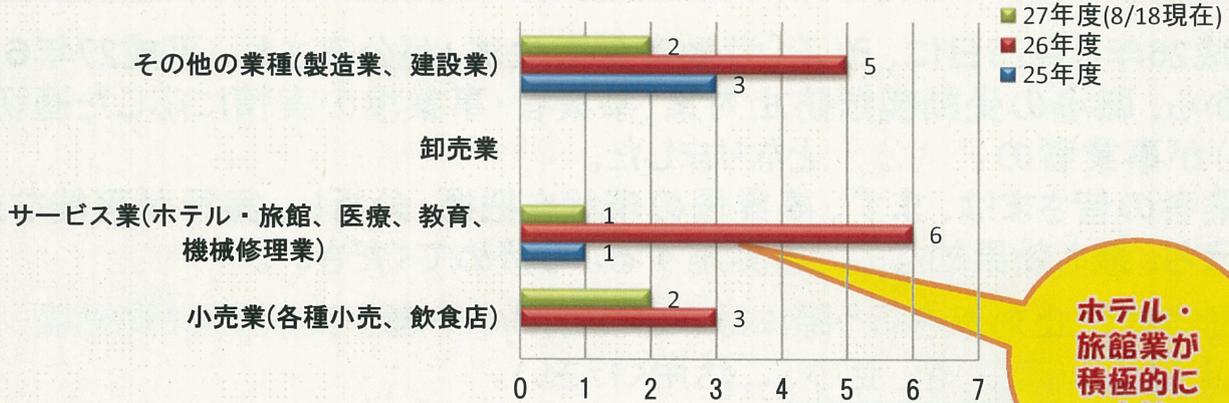
助成の対象となる措置

- (1) 一定の基準*を満たす**喫煙室**の設置・改修(すべての業種の事業場)
* 喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/s以上
- (2) 一定の基準*を満たす**屋外喫煙所(閉鎖系)**の設置・改修(すべての業種の事業場)
* 喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
- (3) 一定の基準*を満たす**換気装置**の設置など(宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)
* 喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m³以下、または必要換気量が70.3 × (席数) m³/h以上



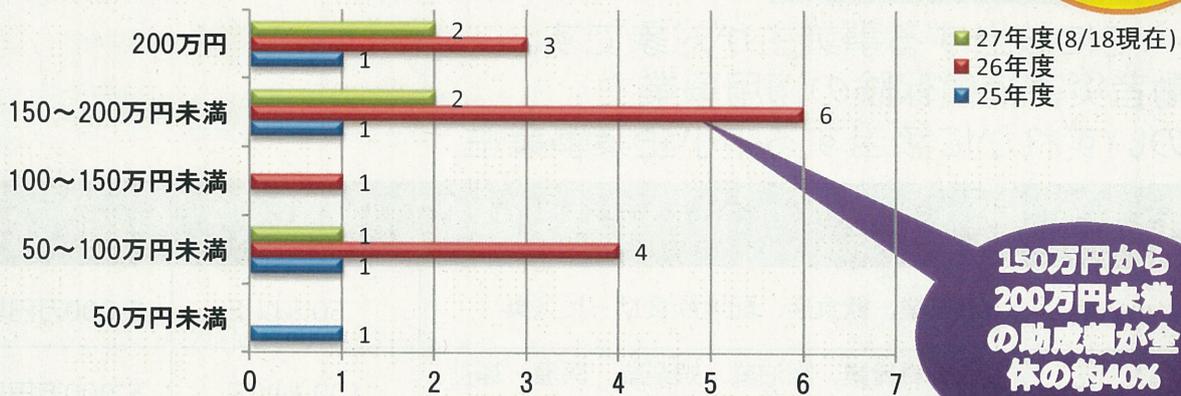
静岡労働局の受動喫煙防止対策助成金交付申請等の動向

◆業種別/受動喫煙防止対策助成金交付決定(見込)件数



ホテル・旅館業が積極的に申請

◆受動喫煙防止対策助成金申請見込額別/決定件数



150万円から200万円未満の助成額が全体の約40%

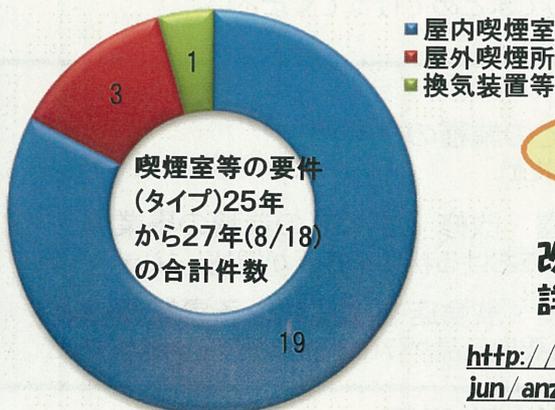
◆喫煙室の助成対象経費の具体例

- 人件費(電気・建築・配管工事等の人工)
- 材料費(建築・電気・配管等の材料)
- 運搬費(材料・機材・機器等の運搬)
- 設計費(建築・設備等の図面)
- 管理費(施工・安全管理費等)
- 機械装置(換気装置・空気清浄装置・エアコン・エアーカーテン等)
- 照明機器
- 消防関連機器(煙感知器・スプリンクラー・消火器等)
- 備品(机・椅子・灰皿)
- 屋内喫煙室の設置は、製造業、建設業、ホテル・旅館業等で多数。(19件) **26年度までは、エアコン、机、椅子は助成対象経費。**
※多数の事業所でエアコンを設置
- 屋外喫煙所は、教習機関・小売業・製造業で設置。(3件) **人の出入りが頻繁な場所等に設置。**
- 換気装置等は、飲食店で設置。(1件) **喫煙可能な飲食エリアで顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所に設置。**

知ってほしい受動喫煙の音



※ 27年度より、エアコン・机・椅子は助成対象外。



問い合わせ先
静岡労働局 健康安全課
054-254-6314

改正法や関係通達、支援事業の内容について、詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/Koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/kitsuen/index.html

